

# 米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金

## Q & A（断熱改修詳細版）

令和8年度版  
(令和8年4月更新)

### 【問い合わせ】

米沢市役所3階 環境課カーボンニュートラル推進室

住所:米沢市金池五丁目2-25

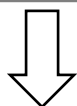
Mail:kankyo-ka@city.yonezawa.lg.jp

TEL:0238-22-5111

## Q1：「補助対象となる部屋の床面積」の考え方を詳しく教えてください。

A：前提として、まず以下の点が重要となります。

- ・ 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。
- ・ 居間または主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。
- ・ 選択した部位を全て改修する居室等の面積が補助対象床面積となる。



2 部位改修の場合は…

例：「床」「窓、ガラス」の2 部位（最低改修率40％）を選択した場合

- ① リビングの「床」「窓」2 部位を改修
- ③ リビングの床面積だけで延床面積の40％を超える

⇒ 申請可能

- ① リビングの「床」「窓」2 部位を改修
- ② 廊下の「床」「窓」2 部位を改修
- ③ リビングと廊下の床面積合計が延床面積の40％を超える

⇒ 申請可能

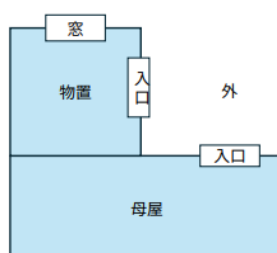
- ① リビングの「床」「窓」2 部位を改修
- ② 廊下に「窓」がないため、「床」の1 部位しか改修できない  
＝廊下の床面積を補助対象床面積に算入できない
- ③ リビングの床面積だけでは延床面積の40％を超えない

⇒ 申請不可

## Q2：自宅は母屋と物置で構成されていますが、壁で仕切られており内部からは行き来することができません。この場合、物置の床面積は延べ床面積に含むのでしょうか。

A：屋内で行き来ができない居室等は、別建物と考えます。そのため、物置の床面積は延べ床面積には含まれず、母屋のみが補助対象となります。

壁で仕切られており、屋内で行き来できない場合は別建物と考えます。



### Q3：改修部位に「床」を選んだ場合、浴室の床や玄関の土間も改修しなければならないのでしょうか。

A：床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修が困難な場合は改修を要件としません。

例えば、床と窓の2部位改修を選んだ場合、浴室の床はユニットバスのため断熱材での改修はしないが、浴室にある窓を改修する場合は浴室も補助対象床面積に含めてよいことになります。

### Q4：玄関ドアを改修したい場合、引き戸型のドアも補助対象になりますか。

A：玄関引き戸であっても、手引き記載の要件を満たす場合は補助対象となります。

ただし、全面がガラスタイプの場合、要件を満たすのは難しい場合が多いです。また、欄間付きや袖付きタイプは対象外ですので、片引き戸の場合、引き込み側がガラスの場合は対象外となります。

## 以下、「補助金Q & A（全体版）」と共通事項

### Q24：国の先進的窓リノベ事業補助金との併用は可能でしょうか。

A：補助の対象となる改修部分が重ならない且つ改修率の要件を満たす場合は併用いただけます。

### Q25：住宅を建替え予定ですが、その際、断熱改修は補助対象になりますか。

A：補助対象外です。既存住宅断熱改修（断熱化）は、既存住宅（＝居住に供されている又は供されたことのある住宅）の断熱改修が対象です。

### Q26：屋根の塗装は補助対象となるか。また屋根の塗装も合わせて断熱改修を行った場合はどうなりますか。

A：屋根の塗装は補助対象外です。

交付申請の際には、補助対象経費のみで内訳を出した見積書等をご提出ください。改修等に屋根の塗装が含まれる場合、塗装に要する経費を除いたものが補助対象経費となります。

### Q27：足場の費用や、外壁のシーリング費用は対象となりますか。

A：足場の費用については、工事費（間接工事費）として補助の対象となります。

外壁のシーリングについては、断熱材等による改修を行うにあたり気密性を保つ目的として事業を行うために直接必要な場合は、補助の対象となります。